〈訳注〉

タキー・アッディーン・アリー・ブン・アビー・バクル・ハラウィー著 『ハラウィーの戦略論』訳注(1)

谷 口 淳 一

### 訳者まえがき

タキー・アッディーン・アブー・アルハサン・アリー・ブン・アビー・バクル・ハラウィー(Taqī al-Dīn Abū al-Ḥasan 'Alī b. Abī Bakr al-Ḥarawī)は、12世紀後半から13世紀初めにかけてイラクやシリアで説教師や外交使節などとして活動した人物で、晩年はアレッポのアイユーブ家君主マリク・ザーヒル・ガーズィー(al-Malik al-Ṭāhir Ġāzī 在位579/1183、582-613/1186-1216年)に厚遇され、611/1215年にその地で没した $^1$ 。

『ハラウィーの戦略論』 (al-Tadkira al-Harawīya fī al-ḥiyal al-ḥarbīya) は、支配者の心得を簡潔にまとめた24章から成る書物である。前半の12章には、臣下の扱い方を中心とした統治論が、第13章以降には、敵国との戦争における戦略・戦術が記されている。

本稿では、第12章までのアラビア語原典からの日本語訳注を提示する。本誌次号以降に、後半の訳注および解題を掲載する予定である。翻訳に際しては、Janine Sourdel-Thomineがフランス語訳とともに出版した校訂テキスト(S本)ならびにMuṭī al-Murābiṭによる校訂本(M本)を用い、両者のうちS本を底本とした。S本の校訂テキストは解題・翻訳とは逆順(右始まり)で収録されている[pp. 242 - 266]。本稿でS本の頁を示す場合は、テキスト部分にアラビア文字で付された逆順頁番号(1 - 25)を示す。また、訳文には、両校訂テキストの各頁冒頭に相当する箇所に[S: 3]という形で頁番号を表示した。原文にない語句を補って訳した場合は、当該語句を[]に入れて示した。暦年は、ヒジュラ暦/西暦の形で表示した。

<sup>1) &</sup>quot;al-Harawī al-Mawsilī," EI 2; *Išārāt*: xx – xxii.

# 『ハラウィーの戦略論』(1)

タキー・アッディーン・アリー・ブン・アビー・バクル・ハラウィー [M: 57: S: 1]

慈悲深く慈愛あまねき神の御名において

か弱く、主の慈悲を必要とし、罪の赦しを乞う<sup>2)</sup> 下僕であるアリー・ ブン・アビー・バクル・ハラウィー――彼と全てのムスリムを神が赦さ んことを――が語った。

恩寵の影を投げかけ、寛大さが満ちた器を下された神に称えあれ。求 める者は神の力によって安らぎ、求められる物事はその力で成就される。 近きにも遠きにも、従順な者にも逆らう者にも遣わされた神の預言者、 その気高き一族、高名な教友たち、人々の指導者たち、イスラームの先 導者たちの上に、雲が稲妻に輝き草が萌え出る限り神が祝福を与えんこ とを

さて、敬虔な兄弟で誠実な友<sup>3)</sup> が、彼のために一書を編み、それを諸 章に分かち、[M: 58] 正道を歩むカリフや王、スルターンの如き国の統 治者たちや民('ibād) の指導者たちにとって必要な事柄をその中で叙 述するよう私に求めた。すなわち、臣民 (ra Tya) の統御と被造物の諸 事の改善、戦争において彼らが拠るべきことについて。また、憂苦を取 り除くために考慮すべきこと、問題を解決し困難にうち勝つために備え ておくことについて。また彼らの王朝が永続し王国が存続すること、彼 らの言行が良好であり心を敬虔なものとすること、彼らを狙う敵や反逆 する者や妬む者から国を守ること、城塞を強固にすること、平原や都市 や農村が繁栄することのために求められることについて。すなわち、増 加こそすれ消滅することなく「S: 2 目々新しくなる名声への道につ いてである。

そこで私は、彼が求めたことに対して、十分な内容を要約した形で回 答し、本書の中で、敵対する者に勝ち刃向かう者に勝るための助けとな る事項を明記した。この書を『ハラウィーの戦略論』と名付けた。それ

<sup>2)</sup> 罪の赦しを乞う〔者〕(al-mustaġfir min danbi-hi)。この句は、S本のみにみえ る。

<sup>3)</sup> 敬虔な兄弟で誠実な友 (al-aḥ al-ṣāliḥ wa al-ḥill al-nāṣiḥ)。アレッポのアイユー ブ家君主ザーヒル・ガーズィーを指していると思われる。

は24章から成る。 [M: 59]

- 第1章 スルターンが実行すべきこと
- 第2章 宰相の特質
- 第3章 侍従の特質
- 第4章 総督の特質
- 第5章 裁判官に関する事柄
- 第6章 徴税官と財務官に関する事柄
- 第7章 スルターンと座を共にする者
- 第8章 王朝要人の内心を暴くこと
- 第9章 諮問
- 第10章 派遣する使者の特質
- 第11章 到来する使者の特質とそれに関する戦略
- 第12章 諜報員と情報収集者の状況
- 第13章 資金・備蓄品・武器の集積および兵員の心の収攬
- 第14章 敵との対戦、布陣と戦術の特質
- 第15章 機密の秘匿
- 第16章 先遣隊の派遣 [M: 60]
- 第17章 敵に対する注意と警戒
- 第18章 目標に関する真理への追従「S: 3]
- 第19章 兵員の戦いへの鼓舞
- 第20章 戦列への打撃と戦術
- 第21章 砦に対する攻撃と包囲、その戦術と戦略
- 第22章 力の後に温情を示し名声を追求すること
- 第23章 敵に包囲された際の戦略とその実行
- 第24章 勝算が無く戦略が尽きた時は決然とすべきこと

私は、本書を精読し、その意味の内奥を読み取る者に容赦と見逃しを 乞う。たとえ、その熟読によって、本書が広く示した正しさへ至るにせ よ、本書が秘めていた間違いに至るにせよ。人間とは、短所を欠くこと はなく、誤りから逃れることはないのだから。馬も躓くことがあり、剣 も刺しそこねることがある。否、嫉妬深い人や反抗的で喧嘩腰な人の性 格は、彼らが妬む相手の美点や彼らが反抗する相手の美質を覆い隠すも のである。

私は言う。神にこそ成功あり。彼はなんと素晴らしい仲間であること

か。 「M: 61]

## 第1章 スルターンが識っておくべきこと4

まず第一に王にとって必要なことは、神50が自分に授けて下さったも のと自分に達した神の恩典が如何ほどであるかを識ることである。最も 偉大で最も高く最も気高く最も価値ある恩寵は、イスラームとムスリム たちの利益、一神教徒たちの境域の繁栄、臣民の諸事の監督、被造物の 諸規則の秩序維持を含む恩寵であることを知るように。それらは、力強 く栄光に満ちた神が下僕たちの中から選んだ下僕で、神がその国におい て権能を与え、神の秘密を委ね、彼の権威を支えて下さる者に任された のであり、それらは、彼が不当な行為を止めさせ、虐げる者を抑えつけ、 嘆く者を助け、「S: 4 ] 善を為し、傷を負った者を回復させ、捕らえら れた者を解放し、虐げられている者を公正に扱い、虐げる者から守り、 無知な者と知識ある者を区別し、イスラームの要地(bavdat al-Islām) の保全と人類の諸事の秩序維持のために奮闘するためである。

以上のことを識り、理解し、留意し、知ったならば、至高なる神の恩 竈に対して、感謝、服従、「M: 62] 臣民に対する善き行い、公正の普及、 悪と不正の防止、善を命じ悪を禁じること、神の命令(hudūd Allāh) を確立し、神の使徒――神が彼に祝福と平安を与えんことを――のスン ナを蘇らせることで応えるのである。これらを実行すれば、神は彼に与 えたものを彼の許に永続させ、彼と敵対する者から彼を守り、困難にお いては彼を助け、彼を気遣ってくださる。これらは、神の恵みによるも のである。

以下のことを知るように。公正によって諸事は確立し、不正によって 諸事は衰微する。諸王のうち最も幸福な者とは、その名声が善行ととも に永続し、後代の者が助力を求める者である。

次のように言われている。キスラー・アヌーシルワーン 6 が宰相ブズ

<sup>4)</sup> スルターンが識っておくべきこと (mā vağibu 'alā al-sultāni ma'rifatu-hu)。目 次では「識っておく」の部分が「実行す」(isti'māl) となっている。

<sup>5)</sup> M本にのみ、ここに'azza wa ğalla (力強く栄光に満ちた) という挿入句がみえ

<sup>6)</sup> キスラー・アヌーシルワーン (Kisrā Anūširwān)。サーサーン朝君主ホスロー 1世(在位531-579年)。公正な王の一人として、ムスリム文献にしばしば登場 する [統治の書: 370頁; "Kisrā," EI 2]。

ルジュミフル"に言った。

「余のために円蓋を建て、その装飾銘文(tirāz)に、王朝の存続と王 国の永続について役立つことを記せ」。

そこで、宰相は円蓋を建て、その装飾銘文に次のように記した。

世界とは農園であり、[M: 63] 王朝がその柵である。王朝とは支配地であり、王が槍先となって〔守って〕いる。王は臣民の監督者(rāī)であり、軍隊が彼を助ける。軍隊とは番兵であり、財貨が彼らを養う。財貨とは糧であり、臣民がそれを集める。臣民とは下僕であり、公正が彼らを服従させる。公正とは、世界の安寧に結びつくものである<sup>8)</sup>。

以下のことを知るように。臣民の福利を図ることは、兵士が多いことよりも良いことである。行為には報いがある。それゆえ結末に注意するように。懲罰は、回避できない義務である。神は王に対して、あらゆる大小の罪について、また彼が委任された国の諸地域と民の状況について責任を問うのである。

神の使徒――神が彼に祝福と平安を与えんことを――は「汝らはすべて、臣民の監督者である。どの監督者も、自分の臣民について責任をもつのだ」と言った<sup>9</sup>。

以下のことを知るように。心は監督者で、手足はその臣民である。〔同様に〕スルターンは監督者で、民は彼の臣民である。虐げられている者の要求に留意するように。それに応えることは、神に許で高く評価されるのだから。清浄なるシャリーアと明瞭なる統治が課すところに応じて、善行を為す者には、その善行に報い、悪行を為す者には、その悪行に報いるように。「M: 64; S: 5〕

# 第2章 宰相の特質10

以下のことを知るように。宰相とは、王が助力を求める知性であり、〔進 むべき道を〕照らし出すよう求める光である。したがって、宰相が良け

<sup>7)</sup> ブズルジュミフル (Buzurǧmihr)。ホスロー 1 世の名宰相とされる人物 [統治 の書:344頁、注341:"Buzurgmihr," EI 2 ]。

<sup>8)</sup> この銘文に類似した内容の金言は、サーサーン朝のバフラーム 2 世 (在位 276 – 293年) やホスロー 1 世に関する逸話の一部として、他のムスリム文献にも登場する [S: 219, n. 2; *Murūg*, v. 1: 261, 280]。

<sup>9)</sup> ハディース (ブハーリー): 1巻325-326頁ほか; S: 219, n. 3。

<sup>10)</sup> 宰相の特質 (sifat al-wuzarā')。

れば王朝も良くなり、彼が悪ければ王朝も悪くなる。そこで、王は宰相を被造物から選び出し、臣民から選抜して、彼の知性を検分し、その信仰と評判(naql)を熟考すべきである。そして、もしも彼が臣民の財貨に対して貪欲であり、彼らの状況を悪化させることによって自分の状況を良くする傾向があることがわかり、彼自身と彼の庇護を求めてくる者の権利・義務について不適切に対処することがわかったならば、彼には頼らず、信頼しないように。彼は自分自身を治めることができないのだ。その人物が、どうして他人を治めることができようか。まず自分自身を治める者こそが、人々の統治を掌握するのである。

宰相には、注意深さ、信仰、敬虔、清廉、冷静、穏健、適確な見解が備わっているべきである。見解とは、諸事への通暁、統治に関する見識、結果に対する思考の3点を伴ってこそ正しいものとなる。

宰相は、誠実で、同情心があり、信仰者で、信頼され、神を畏れる者でなくてはならない。これらの性質が彼に完全に備わっているならば、彼の助言は受け入れられ、彼の言葉は聞き入れられ、彼の命令は逆らわれないのである。[M: 65]

# 第3章 侍従の特質11)

王は以下のようにしなくてはならない。側近、取り巻き、王朝の有力者たちをよく見て、彼らのうち最も知性に溢れ、最も信仰が強く、最も完全に敬虔で、最も大いに神を畏れ、最も見解が適正で、最も心が慈悲深く、最も舌が正直で、最も魂が純粋な者を選び、その者たちを侍従とする。それは、臣民の状況、人々の諸事、民に対する不当な行為を王に対して明らかにするためである。[ただし、] 諸事の手綱は彼らの手に渡さず、全面的には彼らに頼らず、[S: 6] 万事について彼らを信頼することのないように。さもなくば、おそらく王を利用しようという欲望が彼らを捉えるであろう。そして、彼らは〔伝えようと〕望むことを王に伝え、[隠そうと〕選んだことは王から隠すのである。このようなことは、王権の崩壊、秩序の悪化、臣民の破滅へと至るのだ。否、王は、みずから諸事を差配し、虐げられている者からの告発に耳を傾け、臣民の諸事は、些細なものも重大なものも、みずから引き受け、一つも疎かにしな

<sup>11)</sup> 侍従の特質 (sifat al-huǧǧāb)。

いものである。

また王は、王の命令なしで解いたり定めたり、不当行為を止めさせたりするという力を、彼の取り巻きや王朝要人の誰にも与えないように。もしも王命なしでそのようなことを彼らがおこなえば、王権を利用しようという欲望が彼らを捉え、彼らは王を無能と考え軽んじ、解除と決定<sup>12)</sup>、締め付けと弛緩<sup>13)</sup>をみずから知るようになる。そして、[M: 66] 諸王や各地の支配者たちが彼らと書簡を交換し、王に対抗するために彼らに助力を求めることになる。王は、彼らの中の一人にすぎないような立場となり、臣民の状況と人々の諸事の大半は王から隠されるのである。このようなことは、王権の消滅、王家の断絶、王朝の衰退、王に対する尊敬の欠如へと至る。否、彼らに政権<sup>14)</sup>に対する敬意と王権への畏敬の念を堅持させるのだ。王を利用しようという欲望を彼らに抱かせず、王に対して馴れ馴れしくさせない。というのは、畏敬の念を彼らに堅持させ、畏怖が彼らを服従させ、欲望が彼らを働かせるようにするためである。そうすれば、天秤にかけたとしたら釣り合ってしまうような畏怖と期待の間に、彼らは置かれるのだ。[M: 67]

## 第4章 総督に関する事柄®

州(wilāya)の総督に任命したり、イクターを授与したり、権限を委ねたりする相手に関する事柄を疎かにしないように。否、その人物の行動について尋ね、彼の状況と秘めている思いについて調べるのだ。そして、彼が公正であれば、栄誉を与え取り立てる。彼が虐げる者であれば、彼を見下し罷免するのだ。そのような者は、臣民にとって一つも良い点はなく、彼らにとって有害である。

州は総督〔の力量で統治できる〕よりも大きいものにしないように。 さもなくば、それは彼の手に余ることになる。自分〔の力量で統治でき

<sup>12)</sup> 解除と決定 (al-ḥall wa al-rabt)。Sourdel-Thomineは、この表現は解任権と任命権を示唆していると考えている [S: 221, n. 1]。本稿では、より広い意味と解して訳出した。

<sup>13)</sup> 締め付けと弛緩 (al-qabd wa al-bast)。『クルアーン』 2 章245節に「神は締め付け、緩める」という類似した表現がある [S: 221, n. 1]。

<sup>14)</sup> 政権 (al-saltana)。S本ではal-sultāna (女性スルターン) とあるが、M本に従う。

<sup>15)</sup> 総督に関する事柄 (amr al-wulāt)。冒頭の目次では、本章の題は「総督の特質」 (sifat al-wulāt) となっている。

る〕よりも大きい州に任命された場合、その総督は、そこで途方に暮れ、困惑し続けることになる。それは、[自分の力では] 運ぶことも用いることもできない槍を手にし、それを持て余してしまう騎士のようなものである。その力があるならば、彼はそれを望むように使いこなすであろう。次のように言われている。ウマイヤ家のある王は、「あなた方の王権が消滅した理由は何か」と問われ、「我々は小人物の徴税官たちに大きな徴税区を任せてしまったのだ。そして、我々の事態は見ての通りの結末となったのである」と答えた。「S: 7]

一人の総督を境域や国の各地に〔任じ〕続けないよう用心するように。そのようなことは、彼が諸事を独占していること、臣民に対する罪で彼が罰されることはなく、彼より上に権力は存在しないということを臣民に知らしめる<sup>16)</sup> ことになる。すると、総督のあらゆる目論見において、臣民は彼の追従者となる。そして、彼は望むように彼らを支配し、ほしいままに [M: 68] 財貨や人命を扱い、彼の罷免は困難になる。おそらく彼は、各地の支配者や自分の州の隣人たちと書簡を交換するであろう。そして、王の状況は悪化し、臣民は王に逆らうのだ。その結果、国は混乱し、財貨は消え、修復不可能な裂け目が開く<sup>17)</sup> のである。これは重大事への入口である。したがって、王が彼の臣下を信用し、我々が述べたことから守られており、その臣下の信仰と知性を信頼する場合以外は、上記の惨禍に用心するように。[M: 69]

# 第5章 裁判官に関する事柄®

裁判官、公証人<sup>19</sup>、〔司法関係の〕然るべき地位にある者たちに関する 事柄を疎かにしないように。なぜなら、諸事の統制と臣民の適切な状態 は、彼らの手にかかっており、魂、肉体、財貨、女、信仰と世俗の諸事 に関する判断は彼らに属するのだから。否、御前会議において彼らを試

<sup>16)</sup> 知らしめる(yu'dinu)。S本ではyu'addī(導く)となっているが、M本に従う。

<sup>17)</sup> 開く (yanfatiqu)。S本ではyanbatiqu (吹き出る) となっているが、M本に従う。

<sup>18)</sup> 裁判官に関する事柄 (amr al-quḍāt)。

<sup>19)</sup> 公証人('adala)。イスラーム法に通じ、各種文書を作成するとともに、文書の正しさ、有効性を証言する役割を担った[「公証人」『岩波イスラーム辞典』]。 'udala を単数形、'adala を複数形とする辞書と、両者の区別を明記しない辞書があり、単数と複数の区別が付きにくい語であるが、この箇所は文脈から複数形と考えられる[S: 222; Lane: 1974-1975]。

し、彼らの信仰と世俗の諸事について問い質すのである。また、彼らのうち誰が至高なる神を畏れ、正義に従い、賄賂を受け取らないかを知るために、彼らを監視下に置くように。彼らに関する事柄を疎かにすれば、王の状況は悪化するのである。[M: 70]

## 第6章 徴税官と財務官に関する事柄200

徴税官と財務官<sup>21)</sup> に関する事柄を疎かにしないように。国が良くなるか悪くなるか、繁栄するか荒廃するかは、彼らにかかっているのだから<sup>22)</sup>。否、彼らには瞬時も怠ることなく仕事をするよう求めるのだ。また、彼らを忘れてしまわないように。さもなくば、彼らは王が見解に乏しく [S: 8] 愚かであると見做し、〔そのまま〕何年もの時が過ぎていく。そして、徴税区は消滅し、財貨は失われ、会計検査(istiḥrāğ al-ḥisāb)は困難になり、徴税官たちは王朝を利用しようという欲望を抱くのである。もしも以上のような点から王に対して混乱が生じたならば、それは彼を衰弱させ、破滅させることになる。また、徴税区は、〔そこを担当するには能力が〕乏しい徴税官に任せないように。さもなくば、総督に関する事柄について述べたように、その徴税区は彼の手に余ることになる。「M: 71〕

# 第7章 スルターンと座を共にする者20

スルターンは、御前会議から堕落した者と悪人を遠ざけなくてはならない。性質とは、知らないうちに互いに影響を受けるものであるから。 スルターンが怒っているときに近づいてくることが多いと気付いた者には、用心するように。彼は愚かであるから。怒っていて諸事が混乱しているときのスルターンは、凪の時でも航海者が無事であることがほとん

<sup>20)</sup> 徴税官と財務官に関する事柄 (umūr al-'ummāl wa arbāb al-dīwān)。 M本では「事柄」に相当するumūrが単数形のamrとなっている。また、両刊本とも、目次における本章の題目では、amrとなっている。

<sup>21)</sup> 財務官 (arbāb al-ḥisāb wa al-dīwān)。直訳すると「会計と台帳の主」となる。 章題では「台帳の主」(arbāb al-dīwān) と記されているが、同じ職種を指して いると考えてよいだろう。

<sup>22)</sup> 彼らにかかっているのだから(fa-bi-him)。S本ではfi-himとあるが、接続詞faを伴うM本に従う。

<sup>23)</sup> スルターンと座を共にする者 (man yuǧālisu al-sulṭāna)。

どない海のようなものである。風が吹き荒れ波が荒れ狂うときにはどう なろうか。[M: 72]

# 第8章 王朝要人の内心を暴くこと24

王が宰相や侍従、王朝要人、代官250の知性を選別したい場合は、彼ら のうちの一人と二人きりになり、その者に対してより親密に接し、おお いに寛がせてやるのだ。そして、もし彼が自分と同じ地位の者を前にし たような寛ぎ方をしたら、彼が無知であることがわかる。もし彼の寛ぎ 方が、王権における<sup>26)</sup> 王の地位と政権(al-saltana)における王の立場に 相応しいものであるならば、彼に目を掛け続けるように。

以上のことは、試したいと思う者に対して何度もおこなうように。上 記の状態は、すぐには現れないものであるから。王に対する畏敬の念が その人物を捉え、政権の権威が彼を掴んでいるからである。知性ある者 とは、王が親密さを増せば、さらに王の栄光を称え、さらに偉大視する 者である。最も偉大な美質とは、人間が自分自身を識ることである。[M: 73: S: 9]

## 第9章 諮問四

スルターンは、自分の身の上に何事かが急に生じたり 280、敵が向かっ てきたり、苦難が降りかかったり、厭うべきことに苛まれたり、災難に 見舞われたりした場合、取り巻きや従者、王国の要人のうち見識の持ち 主や経験豊富な者に助言を求めるべきである。諮問に関する事柄を疎か にしないように。人々に助言を求める者は彼らの知性を共有し、自己の 意見に固執する者は破滅するものだ。容姿は醜い200が、狡知と見識、知 性と奸知を兼ね備えた者を見下さないように。外見が醜い30日本の中に、

<sup>24)</sup> 王朝要人の内心を暴くこと (kašf bawātin arbāb al-dawla)。

<sup>25)</sup> 代官 (nuwwāb)。原文は複数形。単数はnā'ib。

<sup>26)</sup> 王権における (min al-mulk)。この句はS本にはみられない。M本より補った。

<sup>27)</sup> 諮問 (al-mašwara)。

<sup>28)</sup> 急に生じた (dahama)。S本ではadhama (悲しませた) とあるが、この語の語 頭のアリフを直前の接続詞idā (…場合) の語末の文字とするM本に従う。

<sup>29)</sup> 醜い (damīm)。S本ではdamīm (非難される) とあるが、M本に従う。

<sup>30)</sup> 前注に同じ。

知性が偉大な者が何と多くいることか。無知な者の〔偶然の〕正解に惑わされないように。それは、知識ある者の〔時には犯す〕誤りのようなものである。諮問会議には長時間にわたって出席するように。そして、十分に対話と討論をおこなうように。そうすることによって、同席者の心中が明らかになる。また、心に隠していること、内心に秘めていること、胸の内にしまっていることについて、彼らが口を滑らせるかもしれない。そして、彼らの状況を繋ぎ合わせることによって彼らの行動を推測し、頼るべき人物が誰で、信頼してはならない人物が誰であるかを知るのである。

意見の相違に用心するように。それは秩序の欠如を生み出し、隠されていたことを暴くものだから。狡猾な友人と有能な敵に用心するように。 [M: 74] 王に関する物事すべてに真剣さと努力を費やすように。王権の確立は、王にかかっているのだから。王には堅実性が必要である。それによって目標を達成するのだ。常に注意深くあるように。害悪の要因はとても多いのだから。

以下のことを知るように。言葉は見識の召使いであり、見識は物事の始めにその結果を示してくれる。諮問は頑丈な楯であり、堅実性は近寄り難い砦である。おこなう前に助言を求めるように。行動する前に思量するように。軽率とは最初の思いつきに従って行動することであり、堅実とは熟慮の後に行動することであると知るように。無知な者は、魂が何かを示したならば、その結果を思量することなく、それに飛びつく。堅実で知性がある者は、魂が何かを示したならば、それについて思量し、たとえそれが些細なことであっても、十分に試してからでなければ、敢えてそれをおこなうことはない。それは、二つの利点ゆえである。一つは、誤りや欠陥、害になる振る舞いが習慣となることから自分自身を守ることである。もう一つは、天性の美質が正解を掴み、空想を拒否し、善行を愛し、意見を堅持し、公正に従い、気まぐれな好みを退けることである。[M: 75: S: 10]

# 第10章 派遣する使者の特質31)

使者を試し彼が秘めている思いと公言していることを検分しないうち に彼を派遣してしまうことのないよう用心するように。彼の信仰を考慮 するように。彼の知性を検分するように。そして、世俗への志向と蓄財 の欲望が彼にみられたら、彼には秘密を託さず、自身の事柄について彼 を信頼しないように。使者は、スルターンを恐れる者であってはならな い。というのも、もしスルターンが下す災難を彼が恐れるならば、彼は その任務を果たし損なうからである。否、使者は、至高なる神を畏れ、 来世を期待し、世俗に頼らず、正義を追求し、シャリーアに従って行動 し、虚偽に背を向け、気まぐれな好みに従わ<sup>32)</sup> ないよう用心し、公正を 志向し、知性に助けを求め、現在の地位と立場の誉れを高める欲望を持 たない者であるべきだ。そのような者こそが、役に立ち、その言葉で目 的を果たす人物なのである。したがって、以上の性質が完備されている ならば、彼に秘密を託すように。彼こそは求められる人物であり、同類 の者が希求される人物である。

使者と共に監視人を送るように。また、彼の副使を置くように。監視 人は、彼を妬んだりその地位を欲したりする者であってはならない。そ の人物が嫉妬と欲望に駆られて、ありもしないことをもって使者を中傷 し、彼について虚偽の報告をし、「M: 76] 彼を害するかもしれないから である。友人にであれ敵にであれ、一人の使者を何度も続けて派遣しな いよう用心するように。使者と派遣相手の間に親密さと友情が生じるか もしれないからである。そうなると、その使者は王の許に居ながら敵の 親友となる。そして、気付かぬうちに王に害を与え、彼の安全を脅かす ことになる。否、派遣する度に、王が信用し信頼し頼みとする〔それぞ れ別の〕使者を任ずるのである。ただし、何の疑いも一点の曇りもなく 臣下を信用し、王朝の利益と王国の永続、権力の安定について、その人 物を自身の代理に立てる場合は別である。[M: 77]

<sup>31)</sup> 派遣する使者の特質 (sifat al-rasūl alladī vursilu-hu)。

<sup>32)</sup> 従う (mulā'ama)。S本ではmulāma (非難) とあるが、M本に従う。

## 第11章 到来する使者の特質と彼に対する戦略33

以下のことを知るように。敵の許からであれ友人の許からであれ、到 来する使者は、派遣した者の一部だけではなく全体「の代理」であり、 その者の意見だけではなく知性〔を代弁しているの〕である。したがっ て、その主人の知性、力、無能ぶり、弱さ<sup>¾)</sup>、[S: 11] 大胆さを、その使 者から推定するのだ。彼を試し、探り、彼の心の奥を調べ、彼が隠して いる35)ことを明らかにし、彼の知性について調べたいならば、彼に助言 を求めるように。そうすれば、彼の助言から、彼の良い点と悪い点、公 正と不正を解することになる。彼を厚遇し、彼を受け入れてやるように。 長いあいだ彼とともに座し、諸事について多く質問するように。彼の主 人の状況とその国の収入について彼に尋ねるように。ぞんざいな物言い を控えて、彼を揺さぶるように。そうすることが、彼の心中にあること を表に出させ、彼が隠していることを明らかにする。また、彼の生計と イクター、得られる利益について尋ねる。そして、彼が述べたことは何 であれ、彼の権利としては少なく、彼にしてはみすぼらしいと言うよう に。そして、彼はそれよりも多く〔のものを得られる人物であり〕、そ の主人の許にいれば惨めなままであり、主人は彼の能力を知らず、その [あるべき] 地位を認識していないことを彼に明らかにし、自分に仕え ることを彼が欲し、自分の臣下になることを彼が望むように仕向けるよ うに。また、それは彼を必要としているからではなく、彼への愛情、そ の知性への期待、彼の信仰心に対する熱望、彼に対する同情ゆえのこと であると明らかにするように。こうして、使者が籠絡されれば、彼を派 遣した者を制することができる。また、強さと勇気、不屈と力を彼に明 らかにするように。そうすれば、[M: 78] 必ずや使者は、主人の状況や 諸事、その心中にあること、その国の秩序、臣民の諸事、兵団の状況に ついて説明するだろう。そして、望むことを解し、不必要なことは捨て

<sup>33)</sup> 到来する使者の特質と彼に対する戦略(șifat al-rasūl alladī ya'tī-hi <u>wa al-hūla</u> <u>'alay-hi</u>)。「と彼に対する戦略」(下線部)はS本にはない。M本から補った。目 次では、両本ともこの部分は「とそれについての戦略」(wa al-hūla fī dālika)と なっている。

<sup>34)</sup> 弱さ (ḥawar)。S本にはğawr (不正) とあるが、M本に従う。

<sup>35)</sup> 彼が隠している(yuḥabbi'u)。S本にはyuḥibbu(彼が好む)とあるが、M本に従う。

置くように。以上のことは、使者の主人の状況を悪化させ、その王権に 被害をもたらすことになる。

信仰心がなく、性根がすわっておらず、落ち着きを欠く使者に用心するように。不実な使者たちによる災難がなければ、王朝が滅亡したり、王権が消滅したり、総督たちが対立することはめったにない。不実な使者たちは、言葉をゆがめて〔伝え〕、彼らに恩恵を与える者や彼らを厚遇する者になびくものである。そして彼らは、世俗の不法な利得を欲して、家々を破壊し、伝統を根絶し、騒乱を煽り、敵対心を投げ掛けるのである。彼らに用心し、信じないように。[M: 79]

#### 第12章 諜報員と情報収集者の状況 55

スルターンには、以下のような諜報員がいなくてはならない。つまり、 彼らの信用、信仰心、誠心をスルターンが識っており、彼から溢れんば かりに注がれる恩恵と届けられる厚遇に満足しており、地位の要求や利 得の要望を自分に言い聞かせることのない諜報員である。そして、彼ら を国中に配置し、東西 [S: 12] 遠近37) の民に対して彼らを送り込むので ある。それは、一つの状況もスルターンから隠匿されず、一つの発言も 彼から包み隠されることのないように、すべての主要都市の情報を彼ら がスルターンに明示するためである。また、彼らが彼にもたらすものや 送ってくるものに、旅人や商人からの情報を求めることを加えるように。 それは、スルターンが間違いを犯したり、王権に被害が生じたりしない ためである。また、到来する者、出発する者、荒野に住む者(bādī)、 都会に住む者(hādir)に尋ねるように380。また、スルターンの命令を秘 匿して諜報活動をおこなわせ、スルターン自身を隠して諜報活動をおこ なわせるように。それは、スルターンの威信を人々に行き渡らせ、彼の 攻撃を人々が恐れ、彼から下される災難を彼らが用心し、人々が彼の狡 知から逃れることがないようにするためである。

<sup>36)</sup> 諜報員と情報収集者の状況 (ḥāl al-ǧawāsīs wa aṣḥāb al-aḥbār)。

<sup>37)</sup> 遠近 (<u>bu'dan</u> wa qurban)。S本では「遠」に当たる下線部が欠けている。M本 に従い、補って読む。

<sup>38)</sup> 尋ねるように (wa l-yas'al)。S本では、間接命令を導く1が欠けている。M本に従い、補って読む。

# 文献および略称

#### 辞典類

- 大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年. 【岩波イスラーム辞典】
- Gibb, Hamilton Alexander Rosskeen, et al., eds. *Encyclopaedia of Islam*. New edition. 12vols. and index volume. Leiden: Brill, 1960 2009. [EI 2]
- Lane, Edward William. Arabic-English Lexicon. 8 vols. London, 1863 1893.
  Revised ed. 2 vols. 1984. Cambridge: The Islamic Texts Society, 2003.
  [Lane]

#### 『ハラウィーの戦略論』校訂・翻訳

- al-Tadkira al-Harawīya fī al-ḥiyal al-ḥarbīya. Ed. Muţī al-Murābit. Dimašq: Wizārat al-Ṭaqāfa wa al-Iršād al-Qawmī fī al-Ğumhūrīya al-ʿArabīya al-Sūrīya, 1972. [M]
- "Les conseils du Šayḥ al-Harawī à un prince ayyūbide." Ed. and trans. Janine Sourdel-Thomine. *Bulletin d'Études Orientales* 17. Institut Français de Damas, 1962, pp. 205 266\*. [S]
- \*校訂テキストは解題・翻訳とは逆順(右始まり)で収録されている [pp. 242-266]。本稿でテキストの頁を示す場合は、テキスト部分に付された逆順頁番号 (1-25)を示す。

## その他の一次文献

- 『コーラン』 井筒俊彦訳、改版、全 3 冊、岩波書店〈岩波文庫〉、1964年. 【クルアーン(井筒訳)】
- 『日亜対訳クルアーン』中田香織・下村佳州紀訳、中田考監修、作品社、2014年. 【クルアーン(中田ほか訳)】
- 『コーラン』藤本勝次ほか訳、全2冊、中央公論新社〈中公クラシックス〉、 2002年. 【クルアーン(藤本ほか訳)】
- 『日亜対訳・注解 聖クルアーン』[三田了一訳]、改訂版、日本ムスリム協会、 1982年、【クルアーン (三田訳)】
- ニザーム・アルムルク『統治の書』井谷鋼造・稲葉穣訳、岩波書店、2015年.【統治の書】
- [ブハーリー] 『ハディース』 牧野信也訳、全6巻、中央公論新社〈中公文庫〉、 2001年. 【ハディース(ブハーリー)】

- al-Harawī, Taqī al-Dīn Abū al-Ḥasan 'Alī b. Abī Bakr. A Lonely Wayfarer's Guide to Pilgrimage: 'Alī ibn Abī Bakr al-Harawī's Kitāb al-Išārāt ilā Ma'rifat al-Ziyārāt. Ed. and trans. Josef W. Meri. Princeton: The Darwin Press, 2004. 【Išārāt】
- al-Mas'ūdī, 'Alī b. al-Ḥusayn. *Murūğ al-ḍahab wa ma'ādin al-ǧawhar*. Ed. Mufīd Muḥammad Qumayḥa. 4 vols. Bayrūt: Dār al-Kutub al-ʾIlmīya, 1986. [*Murūğ*]
- ※【 】内は略称。